

2022年2月25日

各位

会社名 楽天グループ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
(コード:4755 東証第一部)
本開示文書についてのお問合せ先
役職 副社長執行役員 最高財務責任者
氏名 廣瀬 研二
電話 050-5581-6910

定款一部変更のお知らせ

当社取締役会は、本日、定款一部変更について、下記の通り、2022年3月30日開催予定の当社第25回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 提案の理由

(1) 資金決済に関する法律の改正により、「仮想通貨」の呼称が「暗号資産」となったことから、当社定款第2条第1項第16号の表記を変更するものです。

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが認められたことに伴い、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できる、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化等につながる、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資する等のメリットがあるバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものです。なお、本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けています。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要と

なるため、これを削除するものです。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・保有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～15. (条文省略)</p> <p>16. 電子マネー・<u>仮想通貨</u>その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供、収納・支払等の代行、資金移動業並びに<u>仮想通貨</u>交換業</p> <p>17. ～34. (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、国内外において次の事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・保有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>1. ～15. (現行どおり)</p> <p>16. 電子マネー・<u>暗号資産</u>その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供、収納・支払等の代行、資金移動業並びに<u>暗号資産</u>交換業</p> <p>17. ～34. (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年3月 30 日(予定)

定款変更の効力発生日 2022 年3月 30 日(予定)

以 上